

平成 27 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

平成 27 年 5 月 29 日 開会

平成 27 年 5 月 29 日 閉会

輪之内町議会

第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月29日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
副議長の選挙	6
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	7
農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦及び安八郡広域連合議会議員の選挙	8
議案上程	9
町長提案説明	9
議第27号（提案説明・質疑・採決）	10
議第28号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第29号（提案説明・質疑・討論・採決）	24
閉会	29
会議録署名議員	30

平成27年 5 月29日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成27年 5 月29日

○議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

（追加日程）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長選挙について

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦について

日程第8 安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程

日程第10 町長提案説明

日程第11 議第27号 輪之内町監査委員の選任について

日程第12 議第28号 専決処分の承認について

輪之内町税条例等の一部を改正する条例について

日程第13 議第29号 専決処分の承認について

輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2の各事件

追加日程第1から追加日程第11までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
会計管理者兼 税務課長	田中実	調整監兼 住民課長	岩津英雄
総務課長	兒玉隆	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井均
危機管理課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○議会事務局長（足利恵信君）

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の古田東一議員を御紹介いたします。

(年長議員 古田東一君議長席に着席)

○臨時議長（古田東一君）

地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

現在の出席議員数は、全員出席でありますので、定足数に達しています。

平成27年第1回臨時輪之内町議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○臨時議長（古田東一君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○臨時議長（古田東一君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○臨時議長（古田東一君）

投票によりたいという意見がございましたので、選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（古田東一君）

ただいまの出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、浅野常夫君及び高橋愛子さんを指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長（古田東一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（古田東一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（古田東一君）

投票箱、異状なし。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（古田東一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（古田東一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子さん、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（古田東一君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効 0 です。

有効投票のうち、高橋愛さんが 7 票、森島正司さんが 1 票、上野賢二君が 1 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。

したがって、高橋愛さんが議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（古田東一君）

ただいま議長に当選されました高橋愛さんが議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

高橋愛さん、議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○4番（高橋愛子君）

御挨拶申し上げます。

先ほどは議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございました。議員の皆様方の御支援をいただきまして町議会議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄でありまして、責任の重さを痛感している次第でございます。町の発展と町民の幸せのために、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。先輩、同僚議員の皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（古田東一君）

高橋議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

（議長 高橋愛子君議長席に着席）

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前9時43分 休憩）

（午前9時45分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番 上野賢二君、5番 小寺強君を指名します。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、古田東一君及び浅野常夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（高橋愛子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（高橋愛子君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（高橋愛子君）

投票漏れはありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上野賢二君、古田東一君、浅野常夫君、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（高橋愛子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票数9票、したがって無効投票0票です。

有効投票のうち、田中政治君7票、森島正司君1票、北島登君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、田中政治君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋愛子君）

ただいま副議長に当選されました田中政治君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

田中政治君、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○6番（田中政治君）

先ほどは、副議長選挙におきまして、副議長に当選をさせていただきました。誠に身に余る光栄と厚く御礼を申し上げます。

私は、これから高橋議長をでき得る限り補佐し、また議会の活性化が町民の皆さんの負託に応えることと信じて、1年間務めさせていただきたいと思います。皆さんの御協力、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前9時55分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第5、常任委員会委員の選任及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、古田東一君、小寺強君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君、高橋愛子を指名します。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、浅野常夫君、高橋愛子、小寺強君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

議会運営委員会委員には、森島正司君、北島登君、森島光明君、田中政治君を指名します。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選願います。暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会、委員長 上野賢二君、副委員長 小寺強君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 小寺強君、副委員長 浅野常夫君です。

議会運営委員会は、委員長 森島正司君、副委員長 北島登君です。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第7、農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦及び追加日程第8、安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

委員の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

農業委員の田中政治君を解任し、後任の農業委員には森島光明君を指名します。

安八郡広域連合議会議員には、議長 高橋愛子、副議長 田中政治君、小寺強君を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第9、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第10、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

初夏を思わせるような暑い日が続いた5月も間もなく終わり、梅雨の季節を迎えようとしております。

議員各位におかれましては、先般5月17日に執行されました輪之内町議会議員選挙において、当選の栄に浴されましたことを心からお祝い申し上げます。本日、ここに初の議会を開会する運びになりましたことは、誠に御同慶の至りであります。

なお、私も皆様と同じく、先般の輪之内町長選挙におきまして、今後4年間の町政の執行に当たることとなりました。どうか議員各位におかれましては、今後の輪之内町政の運営に絶大なる御支援と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

なお、本日は、先ほど議長を初め議会の構成も行われ、その体制も確立をされました。

これからの議会と執行部との連携につきまして、よろしく御配慮のほどをお願いいたします。住民の皆様の安全・安心のために、お互いに汗をかきながら頑張りたいと思います。

さて、本日提出させていただきます議案は、人事関係1件、専決処分関係2件の計3件でございます。

それでは、提案理由の概要について順次御説明を申し上げます。

議第27号 輪之内町監査委員の選任につきましては、議会議員から選任された監査委員の任期が、議員任期の満了とともに満了をしておりますので、新たに議員のうちから監査委員を選任すべく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議第28号の専決処分の承認につきまして、これは国において地方税法が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

また、議第29号の専決処分の承認につきましては、地方税法が改正されたことに伴い、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同様に議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第11、議第27号 輪之内町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって北島登君の退場を求めます。

（7番 北島登君退場）

○議長（高橋愛子君）

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議案第27号につきまして説明させていただきます。

輪之内町監査委員の選任についてでございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めます。平成27年5月29日提出、輪之内町長でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、議会議員の中から選任させていただいております監査委員につきましては、議員の任期が平成27年5月21日に満了しておりますことによりまして、現在、欠員を生じている状態でございます。したがって、議員の中から監査委員を選任すべく、地方自治法の規定によって議会の同意を求めるもの

でございます。

今回選任をさせていただきたいと考えております議員さんにつきましては、住所は輪之内町大藪591番地、氏名は北島登さん、生年月日は昭和23年2月23日。なお、任期につきましては、平成27年5月29日から議員の任期までとさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

北島登さんは県の議会議長までもやられておる立派な方でございますけれども、簡単な履歴と申しますか、略歴を言っていただけませんか。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、ただいまの古田議員の御質問にお答えさせていただきます。

北島議員の議員としての経歴について説明させていただきます。

北島議員は、平成7年4月に初当選をされまして、今年の議会議員選挙で6期目の当選をされた方でございます。その間、平成17年、21年、23年、24年には輪之内町議会の議長を務められております。なお、平成24年には県の議長会の会長も務めておられます。

なお、町の監査委員につきましては、平成25年、平成26年と、監査委員としてその職務についていただいております。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これより議第27号を採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

北島登君の入場をお願いします。

(7番 北島登君入場)

○議長（高橋愛子君）

追加日程第12、議第28号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案書2ページをお開きください。

議第28号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成27年3月31日次のおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるものとする。平成27年5月29日提出、輪之内町長。

それでは、本議案の概略につきまして御説明させていただきます。

今回、輪之内町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことによりまして、輪之内町税条例等の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主なものは、番号法関連と、それから町税の減免期間の延長、ふるさと納税に関すること、軽自動車税率のグリーン化特例と、原付自転車等の税率引き上げの時期の1年先送りと、たばこ税の特例の廃止で、そのほかは住宅ローン減税など、従来の制度の適用期間の延長と、法律改正による条例の項ずれ、号ずれ等の字句の改正であります。

それでは、新旧対照表で主な改正部分につきまして、先ほど申し上げましたものを中心に御説明申し上げます。新旧対照表のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

新旧対照表1ページ、第2条、用語。

このことにつきましては、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法によるマイナンバー制度導入に伴う所要の措置でございます。同じような箇所がこの後11カ所ありますので読み上げさせていただきますと、6ページ、第28条の2、町民税の申告、9ページ、第33条、町民税の減免、10ページ、第42条の6、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出、同じく10ペ

ージ、42条の6の2、法第352号の2第5項及び6項の規定による固定資産税額の案分の申し出、12ページ、第52条、固定資産税の減免、13ページ、55条、住宅用地の申告、同じく13ページ、55条の2、被災住宅用地の申告、14ページ、第71条、軽自動車税の減免、15ページ、72条、身体障害者等に関する軽自動車税の減免、32ページ、第21条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等のごとでございませう。同様の趣旨でございませうので、一括して御説明申し上げます。

そのおのおのが、現在の町税の関係書類に個人番号、法人番号を記載するといふものでございませう。この背景としましては、番号法によるマイナンバー制度導入に伴う所要の措置でございませう。

2ページ、16条、町民税の納税義務者等、同じく2ページ、第24条、均等割の税率、5ページ、第26条、所得割の課税標準、6ページ、28条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者扶養親族申告書、7ページ、32条の6、法人町民税の申告の納付、8ページ、32条の8、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、ともに上位法改正に伴います字句の改正でございませう。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思ひます。

33条、町民税の減免について御説明申し上げます。

現在、町民税の減免を受けようとする場合は、納期限の7日前に町長に申請書を提出しなければならないという規定になってございませう。今回、減免の期間を、従来は納期限の7日前からといふのを、納期限といふふうに変更したわけにございませう。例で言ひますと、納期限が4月30日の場合、減免申請は、従来、納期限の7日前でしたので、4月23日までに申請をいただいております。今回の改正によりまして、納期限の4月30日までとなります。この背景は何かと申しますと、やはり申請者の利便性の向上になるといふことを配慮したのではないかとと思ひます。

同じような改正は、12ページ、52条、固定資産税の減免、14ページ、第71条、軽自動車税の減免、15ページ、72条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、それから17ページ、142条の3、特別土地保有税の減免の4カ所がこの後あります。こちらを一括して御説明申し上げますと、先ほどの町民税と同じく、減免の手続の期間を従来の納期限の7日前から納期限とするといふこととございませう。背景も同じく、申請者の利便性の向上に配慮したといふこととございませう。

戻りまして9ページ、42条の4、固定資産税の非課税の申告、12ページ、42条の7、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告、それから17ページ、4条の3、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、こちらは上位法に伴う字句の改正であります。

続きまして、19ページをお願いしたいと思ひます。

第6条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について御説明申し上げます。

ます。

こちらにつきましては、いわゆる住宅ローン減税のことでありまして、現在の住宅ローン減税の措置の対象期間が、従来の平成22年度から平成39年度までが、平成41年度までに延長をされるということでございます。背景としましては、住宅投資というのは内需拡大の柱でございますので、地域経済の波及効果が大きいというのが延長の理由かと思えます。

続きまして19ページで、第8条、それからめくっていただくと第8条の2があります。こちらは個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等ということでございます。

これについて御説明申し上げますと、この条項はふるさと納税のこととございまして、ふるさと納税というのは、御承知のように、ふるさとや応援したい地方自治体にお金を寄附して、税制上の優遇を受ける制度でございます。これは平成20年の税制改革で導入されまして、寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については基本的には全額が控除されると、基本的にということですが、されるという制度でありまして、ふるさと納税の申告について、手続に関する特例を今回つくりましたということです。

現状はどういうことかと申しますと、ふるさと納税による寄附金控除を受けようとする、まず応援したい自治体に寄附をして、寄附の受領書を受け取って、翌年、確定申告をしなければ寄附金控除の適用を受けることができないと、現状はそういうことです。したがって、本来確定申告が必要でない方とか、給与所得だけで年末調整で終わっている方が寄附を行った場合は、ある意味、寄附金控除だけのために確定申告をしなければならないというようなこととなります。この手続を省略するため、申告手続の簡素化、いわゆるワンストップで控除を受けられる制度を今回創設したということとでございます。

その仕組みは、本来確定申告が不要な方は、寄附を行った際、自分の住む住所地の市町村に寄附金控除の申請をしなければならないんですが、それを寄附を受けた市町村が寄附者にかわって行くと。寄附を受けた自治体が要請を受けて、控除に必要な書類を寄附者にかわって寄附者が住む自治体に通知をして、確定申告なしで寄附金控除を受けられるというような特例を今回創設したわけでありまして、やはり寄附する人の利便性の向上を図ったと。もう1つは、やはり寄附が活発化することによりまして地方の振興を図るということではないかというふうに思います。

次、21ページをお願いしたいと思います。

第10条、土地に対して課する平成27年度から29年度までの各年度分の固定資産税の特例に対する用語の意義、こちらにつきましては、この法則以降に使用する、いわゆる用語の説明の条項であります。

次、第10条の2、平成28年度又は29年度における土地の価格の特例について御説明を申し上げたいと思います。

これは、現行の制度が25年度または26年度というのを、平成28年度または29年度に変更するものでございます。

固定資産税について少しお話をさせていただきたいと思います。

固定資産税の土地の評価は、3年に一度評価がえが行われまして、原則、基準年度に評価がえを行い、その価格を固定資産税台帳に登録をします。基準年度の翌年を第2年度、その翌々年度は第3年度といたしまして、これらの年度は新たに評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま適用いたします。今回で申しますと、基準年度が平成27年度、第2年度が平成28年度、第3年度が29年度であります。土地の価格は、今申し上げましたように、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則であります。第2年度、第3年度において地価の下落があつて、価格を据え置くことが適当でない認められる場合は価格を修正するという特例がございます。これが今回お話ししております土地の価格の特例というものでございます。この特例措置を平成28年度または29年度も、前回の平成25年度または26年度と同様に、引き続き行っていくという改正でございます。この背景は、やはり地価の下落を可能な限り評価に反映していくということだと思います。

次、22ページをめくっていただきたいと思います。

第11条、宅地等に対して課する平成27年度から29年度までの各年度の固定資産税の特例ということについて御説明申し上げたいと思います。

宅地等につきましては、負担水準の区分において税負担の調整がなされております。現行の制度が平成24年から26年度までというのを、27年度から29年度までに延長するというのでございます。この後に出てきます12条も同じような趣旨でございます。

それでは、25ページのほうを開いていただきたいと思います。

25ページ、12条の3、住宅用地等に対して課する平成27年度から29年度までの各年度の固定資産税の減額についてということです。

住宅用地に対して課する平成27年度から29年度までの各年度の固定資産税の減額につきましては、固定資産税が前年度の1.1倍を超える場合、当該部分を超える分につきましては相当の額を減額するという措置を引き続き継続するという取り決めでございます。現行の制度が24年度から26年度までが、平成27年度から29年度に延長されました。これについては輪之内町は該当はございません。

続きまして、29ページをお願いしたいと思います。

第14条、特別土地保有税の課税の特例について御説明申し上げます。

現行の制度が平成24年度から26年度までというのを、平成27年度から平成29年度までに延長がされました。

この特別土地保有税についてお話ししますと、この制度は昭和48年に土地の投機的取引抑制のために創設されましたが、地価が安定してきたということで、税制改革等によって平成19年からは課税が停止中でございます。現在、輪之内町には該当がございませ

ん。

続きまして、30ページをお願いしたいと思います。

第15条、軽自動車税の税率の特例について御説明申し上げます。

これは今回新たに創設されたものでございまして、一定の環境性能を有する4輪車等について、その燃費、性能に応じたグリーン化特例、軽課と申しますが、いわゆる税金を軽くする規定が今回できました。

詳しく申しますと、該当は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に取得した3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものに対して、当該取得した日の属する年度の翌年分の軽自動車税の税率を軽減するという特例が今回できました。その性能に応じまして、おおむね75%を減額、50%を減額、25%を減額の3とおりの軽減ができたわけでございます。

この背景としましては、やはりグリーン化と言われます環境負荷の低減に資するための政策、地球温暖化、環境対策の一層の推進など環境に優しい政策を進めるため、環境性能のすぐれた車両の普及促進、技術革新の進展を図るとの意図があるかと思えます。

30ページの1項のほうでは値段が書いてございますが、3輪のものは通常3,900円のを1,000円に、4輪以上乗用の営業のものは6,900円を1,800円に、こちらは75%減額なんですけど、4輪以上乗用自家用車は1万800円を2,700円に、4輪以上貨物営業用は3,800円を1,000円に、4輪以上貨物自家用車は5,000円を1,300円にするものでございます。

31ページのほうの2項につきましては、平成17年度の排出基準等に適合して、かつ平成17年度の排出基準より75%以上の窒素化合物の排出が少ないもの、乗用については平成32年度の燃費基準より20%燃費性能がよいもの、貨物については平成27年度燃費基準よりも35%以上燃費性能がよいものについて、おおむね税額が50%に減額になるというものでございます。

3項につきましては、平成17年度の排出基準に適合し、かつ平成17年の基準より75%の窒素化合物等排出が少ないものについて、乗用については平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物については平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能のよいものをおおむね25%減額ということになっております。そちらが31ページ、32ページの表でございませう。

続きまして32ページ、15条の2、削除とございます。

今回削除されましたのは、たばこ税の税率の特例ということでございまして、これについて少し御説明をさせていただきたいと思えます。

たばこは課税上、現在2種類ありまして、セブンスターなどの通常のたばこを旧3級品以外と呼びまして、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6品目を旧3級品と呼んでいます。今回、この旧3級品の特例の税率につい

ては、今までは通常のたばこよりも税率が低く下げられておりました。今回、特例の廃止をして、通常の税率に順次戻していくと。

この背景は何かと申しますと、やはり喫煙者の肺がんによる死亡率が非喫煙者より格段に高いと。やはり喫煙者の健康を守ったりということで総合的に判断されて、特例の段階的な廃止になったということだと思います。後のほうで附則で出てきますので関連で御説明申し上げますと、今回の特例措置の廃止によりまして、激変緩和の観点から経過措置として、この旧3級品を平成28年から1年ごとに、28年度は1,000本当たり2,925円、平成29年は1,000本当たり3,355円、平成30年は1,000本当たり4,000円に、段階的に引き上げていくという改正でございます。

続きまして、34ページのほうをお願いしたいと思います。

15条、軽自動車税の税率の特例について御説明いたします。

平成27年度以降の軽自動車税に適用するということで決まっておりました原付自転車及び2輪車、または小型特殊の農耕用等の税率ですけれども、これを今回、適用を、つまり税金が上がるのを、27年度というのを予定しておりましたが、当初は、1年先送りで、平成28年から実施するということとなりました。

背景としましては、やはり4輪車に今回、さきに説明しましたようなグリーン課税の軽課が導入されたこと、また政府内部で原付自転車やらバイク等はやはり比較的低所得者の方が使われる交通手段であろうかということをいろいろ考慮しまして、1年の先送りになったということでございます。

戻っていただきまして、議案の11ページ。

附則、施行期日につきまして、第1条、この条例は平成27年4月1日から施行すると。2条以降につきましては、その経過措置等が書いてございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

地方税法の改正に伴う輪之内町税条例の改正ということですが、非常に複雑でわかりにくい、この条例を読んでおるだけではなかなか理解できないというのが現実だと思います。これで賛成か反対かと言われても、一概に即断することは非常に難しいというふうに思います。

その中で、私、ざっと目を通したところでわからないところがありましたので、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、まず新旧対照表の5ページの4項「資本金の等の額」、これは記載間違いかなと思ったんですけれども、この「資本金の等の額」というのはどういう意味なのか。「資本金等の額」ではないのか。これは本文のほうも同じようになっておるもので、これはどういう意味なのか。意味があるのかないのか、単なる誤字脱字なのか、その辺のところをちょっとお伺いしたい。多分これは「の」が余分ではないのかなと思うんですけれども、両方とも書いてあるもので何か意味があるのかなと思ったんですけど、その点がまずちょっとお聞きしたいということ。

それから9ページ、これは町民税の減免項目になるわけでありまして。ここで今回、納期限7日前というのが納期限までというふうに、これは納税者にとって、先ほど説明がありましたように、よくなるほうだというふうに思いますが、(1)が追加されたよと。要するに、個人番号または法人番号を記載しなさいということになるわけですね。この個人番号、法人番号というのは28年1月1日からではなかったですか。これを33条については適用は、いつから適用になるんですしたか、法施行の日からということだね。これは当面は関係ないと。納期限も法施行の日からですか。納期限が、期限前7日までというのが納期限までとなるんですけれども、それも含めて法施行の日からなのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたい。

それと、個人番号の通知というのはいつ行われるのかと。これは法施行が1月1日ですので、多分それまでということだろうと思いますけれども。

それと、ほかの項では個人番号または法人番号を有しない者の規定があるんだね。ところが、個人の町民税の減免については有しない者の規定がないんですね。個人番号、法人番号を有しない者は、どういう方に通知されて、どういう方に通知されないのか。今この第33条の2項1号では、ない場合の規定はないわけですね。個人番号または法人番号を記載しろとなっておりますけれども、例えば10ページの次のページの1号では、個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称となっているわけだね。それで、この町民税の減免についてはその規定がないんですね。この個人番号、法人番号を有しない者、有しない人というのは、どういう人が有して、どういう人が有しない人になるのか。

要は、減免申請しようとするときに、生活が苦しくて減免申請したいというときに、そういう人は必ず個人番号、法人番号があるのかどうか。個人番号、法人番号がない人は減免申請できないということなのかどうかということを確認しておきたいというふうに思います。

それから、軽自動車税の規定がありましたけれども、税率の特例、30ページですか、新旧対照表のね。これはちょっと十分理解していなくて申しわけないけれども、従前は3,900円が4,600円になるというふうな条例だったということですね。それが3,900円が

1,000円になる、あるいは2,000円になる、3,000円になるというふうに理解してよろしいんですか。そのところは意味が、軽自動車税の税率で、第15条の従前の規定が3,900円から4,600円に上げますよと。今回の改正では3,900円が1,000円になりますよと、そういう意味なのかどうか。これを読んでおるだけでは理解できなかったものですから、その辺の理解の仕方を教えていただきたい。

これが、平成27年から適用されるものが28年に延ばされる。27年から適用するというものは、もうなくなってしまうんだと。せつかく27年から適用するというふうに条例改正しておったけれども、その条例を施行前に廃止してこういうふうになるということなのか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、答弁をさせていただきたいと思います。たくさんございましたので、整理できる順からお答えさせていただきたいと思います。漏れておりましたらまたお願いします。

資本金等の額の「等」がなぜかということだと思いましたが、これは非常に難しい法人の経理上のことでございまして、等でいいわけですけれども、この法律改正の趣旨を少し説明させていただきますと、現在、企業が自己株式を買った場合、その課税標準となる資本金の額がだんだん減ってきてしまうということがありまして、そうすると均等割がかからない可能性が出てくるということですので、自己資本の株式等もこの資本金に入っておりますので、そういう規定になっております。これは法人の経理上の問題ですので、それ以上のことは少し控えさせていただきたいと思います。

それから町民税の中で、マイナンバー制の番号という話があったと思います。それで、15条のほうは除くと。また、町民税のほうはあると。なぜかという御質問だと思います。

マイナンバー制度というのは行政手続に関する特定の個人を識別する番号の利用等の法律というのは、平成25年5月24日に成立し、31年に公布されまして、今回の地方税改正は、その中の準備段階に入るということで、税の部分においては順次改正をしてきたということでございます。

なぜ、それでは15条のやつがないかといいますと、15条というのは、何ページだったかな……。

（発言する者あり）

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

42条の6ではなぜそれが有しないということだと思うんですけど、施行規則第15条の3の第2項の規定というのは、非常に我々行政に携わる者からしたら法律用語でどういふことかと思いますが、これは固定資産税における区分所有のことでございまして、マ

ンション等で土地があつて建物も持つておる方に対することをごさいますて、法人等でも、例えば、今回、10月に個人番号やら法人番号を送ったときに、海外にある法人であれば番号が付番されない場合もごさいますので、有しないというようなことで、その場合は住所等を確認するというこの規定であります。全てがマイナンバー制で番号が振られるかといいますと、海外に見える方には振ることができない場合も想定してごさいますので、何とぞ御理解のほうを得たいと思います。

あと軽自動車税は、30ページの3,900円が1,000円といひますのは、75%の減額でありまして、今回のグリーン化特例に関するものは、来年3月までに購入したものに限り、来年1年間は3,900円が1,000円の税金になるということをごさいます。それで、今回、軽自動車税がたくさん改正が昨年からありましたので、ちょっとお話をさせていただきますと、この改正は新車のみです。従来のにつきましては従来どおりと。新車の1年だけは電気自動車や天然ガス自動車は75%安くするというこの御理解をお願いしたいと思ひます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず資本金の等の額、この等というのは何があるんですか。「資本金等」なら資本金あるいはということになるわけですけども、「資本金の等」というような言葉はないんじゃないですか。だから、これが正しいと言われるんだしたら、これは間違いでしたと言われれば結構ですけども、正しいと言われるんなら、日本語としてどういうふう理解するのか。「資本金の等の額」、等とはどういう意味ですか。「資本金等」じゃないんですか、これは。そのこのところ、今の説明では納得できませんでした。

それから個人番号については、法人等で、あるいは個人でも、固定資産税については固定資産を持つておつても番号の付与されない町民がおるといひことですか。今の説明でアパートに入つているとか、そのような説明だったかなと思つたんですけども、アパートに入つていの方は個人の固定資産はないわけですね、もともと。どういう人に付与されないのか、もうちょっとこのところを明らかにしていただけるとありがたい。

それで、納税者の減免規定、個人番号が付与されないと減免の申請もできないといひことになるわけですけども、そういうことはあり得ないといひことなのか、その辺のところ十分納得できる説明ではなかつたといひふう思ひます。

それから、先ほどの軽自動車税につきましても、現行では当分の間3,900円を4,600円にすると、6,900円を8,200円にするといひふうになっておるわけですから、それを改めて3,900円を1,000円にする、あるいは2,000円にする、あるいは3,000円にするといひふうになると理解するわけですけども、この3,900円が4,600円になるといひ現在の条例

は、施行前のはずですね、これは。施行前で、今回改正して3,900円が1,000円、要するに4,600円が1,000円になるという意味なのかどうかと。その辺、どういうふうに理解したらいいのかということが、ちょっと今理解できなかったということです。

それともう1点、専決処分されるのは、専決処分しないことによって町民の利益が損なわれると。不利益処分は遡及できないと。利益処分は遡及もできるわけですね。そういうことを考えると、今回の改正によって町民が不利益になる条項というのはどういう条項ですか。この4月1日から不利益になる条項というのはどのような条項があるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

再度にわたってたくさんの御質問をいただきましたので、整理しながら、わかるところから御説明をさせていただきたいと思います。

まず、町民に不利益があるのかなのかという御質問を一番最後にいただいたと。最後ですので、記憶に残っておりますので。

土地税制につきましては軽減の措置を延長しましたので、これをしなければ不利益をこうむりますし、住宅ローン減税も延長されましたのでということでございます。バイク等につきましては、平成27年度、今年上げる予定だったのが1年先送りになりましたので、こちらも不利益をこうむるのではないかとということでございます。

（「下げるの」の声あり）

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

バイクを昨年この議会で1.5倍とか言いましたと思いますが、それを今年4月1日、27年度から上げる予定を、政府は1年先送りにしました。来年になりました。

（発言する者あり）

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

昨年と同じ値段でいくので、町民の方は助かるわけです。1,000円が1,500円にするところを先送りしたわけですから。わかっていただけたかなと思うんですけど。

資本金等のことにつきましては、また精査させていただきますけど、そういうふうに私は理解しておりますので、また機会がありましたら森島議員に御説明させていただきたいと思います。

減免申請についてちょっとお話しを、最初に番号制度についてお話しさせていただいたように、番号制度は25年5月に成立した法律でありまして、関係省庁は順次改正していくと思います。その中で全体を俯瞰してみますと、税のほうは先に来たんですけども、これは番号制度のロードマップなどには逸脱しておる行為ではございません。粛々と準備をしていくんですが、申請書に個人番号がなかったらどうするかということにつ

きましては、当然落ちた場合もございますし、本人が拒否される場合もあるかと思えますけれども、それにつきましては順次、番号制が出てきたら、施行になりましたら検討していくと。

ただ、税の申告については基本的には受け付けるということでありますので、ここで議論すべきことかどうかわかりませんが、番号法ができた以上、国民の皆さんには個人番号を、というのは、政府は何から何まで番号をくださいというわけではなしに、限られた情報の中で国民の皆さんに御協力を願っておるということですので、何とぞ法令遵守ということをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それでは、先ほどちょっと言いましたけれども、専決処分というのは地方自治法第179条に基づいて4項目があるわけですね。安易な専決処分というのは戒められていると、これが地方自治法の精神なんですよ。それで今申しましたけれども、住民にとって不利益になるようなものは遡及することができないと。条例施行時からしか遡及することができない。住民にとって利益になるものについては、さかのぼって適用することもできるという項目があるわけですね。

そういうことから考えると、今回の条例改正によって町民にとって不利益になる、先ほど言われたのは利益になる部分ですよ、税金が安くなるというのは。そうですね。だから、不利益になる部分というのはどういう項目があるのかということをお伺いしたんですけれども、税金が安くなるのは利益になるんですよ、住民にとって。ということです、今の軽自動車税については、ちょっとわかりにくいんですけれども、何らか安くなるのかなというような感じはするんですけれども、それ以外で町民にとって専決処分しなければならない理由というのは、どういう理由があったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

再度御質問いただきまして、なぜ専決処分をしたのかと、不利益があるのかという御質問だと思います。

地方税法の一部改正というのは、平成27年3月31日に地方税法が改正され、同日公布されまして4月1日から施行されております。ということですので、法治国家でございますので、それに対応する町の条例が4月1日がないということではいけませんので、今回、条例整備のため、緊急を要したため専決処分をさせていただきました。

また、不利益ということは1点、たばこ税が順次上がってきますので、そちら以外は住民の皆さん方の負担が軽減される方向であるというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第28号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

毎回私は言っているんですけども、条例改正、輪之内町税条例の改正というのは非常に難しい、難解な議題であるというふうに思っています。これを本会議だけで理解するというのは非常に難しい。やはりこれはきちんと委員会付託してやるべきであるというふうに私は思っています。そのことによって、町民に対してどういう影響が出るのかということを経会として十分納得した上で、この条例改正を認めるのか認めないのかということをするべきではないかというふうに思っているわけです。

今回の今の説明をお聞きしましても、「資本金の等の」は後から調べるということですが、これも全く提案者としての資質と言うと叱られるかもしれませんが、十分なあれがないんじゃないかと。これで正しいのであれば、正しいというふうな説明をしてもらわなきゃいけない。けど、その説明もできないというような状況です。

それと、町民にとってプラスになるのか、マイナスになるのか。それも、どういったことでプラスになって、マイナスなのかといったところも非常にわかりにくい。

そして、マイナンバー制度そのものが28年1月1日から本格施行になるというようなことですが、それであるなら、何も専決でやる必要もない項目ではないかと。中の部分的にどうしても専決をやらないといけない部分だけをやっておいて、そして、そういう複雑な問題で緊急を要しないものについては、じっくりと委員会付託して議論すべきではないかというふうに思って、何が何でもやるというのは、今、税務課長は法治国家だと言われました。法治国家であるなら、地方自治法179条を厳格に守ってほしい。法治国家であるなら、地方自治法を守って安易な専決はしないようにしてほしい、というふうに思います。そういう意味で、私は今専決しなければならないような理由が見当たらないので、私は反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

はっきりとわかりにくい部分もあるかもしれませんが、たばこ税については上がるということはございますが、おおむね全体的に安くなる、下がるということで、大いに賛成いたします。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第13、議第29号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案20ページをお開きください。

議第29号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成27年5月29日提出、輪之内町長。

それでは、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、

地方税法が改正されたことにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その内容は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者層の被保険者の負担に配慮して、軽減措置の対象の拡大のため今回の改正となりました。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明申し上げます。

新旧対照表38ページをお願いしたいと思います。

第2条、課税額、2項では、基礎課税額における課税限度額を現行の「51万円」を「52万円」に、3項で、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「16万円」を「17万円」に、4項で、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の「14万円」を「16万円」に改め、国民健康保険税の課税限度額を全体で現行の81万円から85万円に4万円引き上げるものでございます。

続きまして39ページ、こちらは減額です。

第23条、国民健康保険税の減額についてですが、改正は5割軽減、2割軽減の改正でございます。(2)項は5割軽減の規定でございまして、5割軽減は、現行は33万円プラス24万5,000円掛ける当該納税義務者数を超えない世帯が該当しておりましたのが、均等割を5割軽減するものですが、「24万5,000円」のところを「26万円」に変更するものであります。

続きまして40ページを見ていただきますと、(3)項ですが、2割軽減についてです。2割軽減は、現行の33万円プラス45万円掛ける被保険者数を超えない世帯が該当しております。その「45万円」のところを「47万円」に変更するものでございます。

戻っていただきまして、議案の22ページ。

施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行するものとするということでございます。第2条以降につきましては、従前の例によるということが書いてございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議のほうお願いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この限度額の引き上げは27年4月1日から施行ということで、ちょっとこれもわかりにくくて、附則のほうで、この条例は29年1月1日から施行するとなっておりますが、この限度額の引き上げは27年4月1日からということでいいのかどうかを1点確認したいと思います。お願いします。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

27年4月1日からです。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

29年1月1日から施行する条例改正というのは、どの部分なんですか。ちょっと理解が難しく、お願いしたいと思います。

それともう1点、平成27年度の国保税の算定はいつ行われて、通知はいつ行われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、森島議員が言ってみえるのは、一番下の第1条施行期日、29年1月1日から施行するというところがそうではないかという、これは法的整備の手法の中でありまして、25年9月に地方税法で変わったときに、まだ施行期日が出ていない国保税の条例を変えるという中で、配当、所得の考え方が地方税法で変わりました、利子所得、配当所得、雑所得というのが出てきましたので、こちらのほうは28年1月1日からの申告の内容について国保税に反映していくと。つまりどういうことかといいますと、前回の税制改革で、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象となってきたという、この申告分離課税制度の創設によって複雑に変わってきたということになります。

それから、もう1点は何でしたかね。

（発言する者あり）

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

まだ算定はしておりませんので、仮徴収だけですので、7月です。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも専決でやられておるわけですがけれども、実際の税務事務はまだやられていないということですね。これをなぜ3月31日に専決処分しなければならなかったのかどうか。3月31日に専決処分しても、実際に課税限度額の引き上げが適用されるのは税率算

定のときに決まるわけであって、3月31日に専決しなければならない合理的な理由というのはあるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

森島議員の御指摘は、納付書が7月に来るのだから、限度額は7月直前にやればよかったのではないかと御質問だと思います。

地方税法自体が、3月で国会で通って、4月1日から施行ということになっております。また、国保の賦課期日の基本は4月1日ですので、税においては何でもそうですが、基準日が決まって、それに合わせて税を整備していくということでありまして、ある意味、税が直前に上程されて変わるというのはやはり納税者に対しては厳しいところがあるということですので、地方税法が改正される、税体系を俯瞰しますと、3月に国で決まって、そして4月1日からという流れで来ておりますので、その辺の税体系の法整備の一環でありますので、何とぞ御理解のほうを得たいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

専決処分できる条件、法第179条の規定に4つの場合があると。第1は、議会が成立しないとき。第2は、113条ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないとき。3つ目が、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないこと。恐らくこの項目に入るといふふうに言われるのかもしれませんが、それともう1つは、議会が議決すべき事件を議決しないとき。この4つが専決処分できるというふうには地方自治法ではなっておるわけですね。

だから、特に緊急を要する案件かどうかというのが、今も言ったように、7月に算定すればいいというのであれば、これは別に6月議会が過ぎてからでも間に合うんじゃないかというふうには思うわけですが、その辺はどうですか。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

再度御質問いただきましたので、先ほど申しましたように、税には賦課期日というのが決まっております。例えば、住民税であれば1月1日と。固定でもそうです。賦課はその後にされます。国保税も同じく4月1日の基準日ですので、基準日前に法整備をするということが、課税をするものの課税権、徴収権の正当性はそこにあるわけでありまして、直前にすればいいというわけにはいきませんので、何とぞ御理解のほうを得た

いと思います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第29号の討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

専決処分についてはちょっと異論がありますけれども、改正内容につきましては特に異論がないもので、今後、専決処分のあり方について、安易な専決がないようなことを要望しながら、この国保税条例の改正については賛成いたします。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成27年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

（午後0時25分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年5月29日

輪之内町議会 臨時議長

議 長

署名議員

署名議員